

平成 14 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ゴールドクレスト
代 表 者 名 代表取締役 安川 秀俊
(コード番号 8871 東証第 1 部)
問 合 せ 先 広報室長 岡田 壮夫
(TEL. 03 - 3516 - 7111)

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

(商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 に規定する新株予約権の発行)

当社は本日開催の取締役会において、ストックオプション制度導入のため、商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 に規定する新株予約権を当社および当社子会社の取締役および使用人に対し無償にて発行することを、平成 14 年 6 月 19 日に開催予定の第 11 期定時株主総会に、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- ・ 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由
当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した経営を推進することを目的として、ストックオプション制度を導入するためであります。
- ・ 新株予約権割当の対象者
当社および当社子会社の取締役および使用人
- ・ 新株予約権発行の要領
 1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式 20,000 株を上限とする。
なお、新株予約権発行日(以下「発行日」という。)後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる 1 株未満の端数については、切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
また、発行日後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。
 2. 発行する新株予約権の総数
200 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき 100 株。ただし、上記 1. に定める株式の数の調整を行った場合は、上記 1. と同様の調整を行う。)

3. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権 1 個当たりの株式数を乗じた金額とする。払込金額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた価額（1 円未満の端数は切り上げる）とする。ただし、当該金額が新株予約権の発行日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の発行日の終値とする。

なお、発行日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使および商法等の一部を改正する等の法律（平成 13 年法律第 79 号）施行前の商法第 210 条ノ 2 第 2 項第 3 号の権利の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、発行日後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

5. 新株予約権の権利行使期間

平成 16 年 8 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日までとする。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の何れかの地位を保有していることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本件新株予約権の行使は認めない。

その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と割当ての対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

7. 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社および当社子会社の取締役および使用人の何れの地位も失った場合および新株予約権者が死亡した場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の新株予約権の発行につきましては、平成 14 年 6 月 19 日開催予定の当社第 11 期定時株主総会において承認可決されることを条件とします。

以上